

工場立地法施行規則及び工場立地に関する準則の一部改正について

平成22年7月21日

近畿経済産業局地域開発室

1. 概要

- 工場立地法について、全国規模規制改革要望(あじさい要望)2009において、太陽光発電施設の取扱い及び緑地の減少に関する軽微な変更に係る工場立地法の制度見直しについて事業者から要望がなされた。
- また、「明日の安心と成長のための緊急経済対策(平成21年12月8日閣議決定)」においては、環境・エネルギー分野での制度・規制改革として、工場立地法における太陽光発電施設の取扱いについて、年度内に速やかに結論を得ることが位置づけられた。
- このため、本年1月から産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会において検討を行い、工場立地法の改正の方向性について報告書がとりまとめられた(平成22年3月31日公表)。今次改正は、本報告を受けて行われたものである。

2. 主な改正内容

- 工場立地法施行規則の改正
 - ・ 施行規則第4条に定める「緑地以外の環境施設」に、太陽光発電施設(付帯設備を含む。ただし自家発電施設に限る。)を位置づける。
 - ・ 施行規則第9条に定める「軽微な変更」に、保安上等の理由により緊急に行う必要がある緑地の削減であって、その合計が10m²以下のものを位置づける。
- 工場立地に関する準則の改正内容
 - ・ 工場立地に関する準則第2条に、太陽光発電施設と重複する緑地の取扱いについての規定を追加する。具体的には、芝生の上に太陽光発電施設が設置された場合、適正に管理されている場合に限り、当該芝生を緑地として認める。ただし、屋上緑化と同様、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の25%まで認めることとする。

3. 施行期日等

公布日、施行日とともに、平成22年6月30日。(官報公布、即日施行)

※なお、運用例規については各省協議を行っているところ、運用開始時期については未定。